

## 随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

|             |   |
|-------------|---|
| 1. 件名       | 名張市上下水道部事務所等清掃業務委託  |
| 2. 発注室      | 名張市上下水道部経営総務室   |
| 3. 契約日      | 令和 5年 4 月 1 日   |
| 4. 契約期間     | 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日  |
| 5. 契約金額     | 単価3,500円/日に富貴ヶ丘浄水場及び大屋戸浄水場の委託日数を乗じて得た額に事務手数料(当該金額の8%)の額を加算した金額(税抜 別途消費税及び地方消費税) |
| 6. 契約相手方の名称 | 公益社団法人 名張市シルバー人材センター  |
| 7. 契約理由     | 名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者であり、選定基準に適合する唯一の者であったため。                    |